

### 3. 全児童対策の先進事例 — 大都市における従来からの取り組みの発展 —

#### (1) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携

## ①世田谷区「新BOP」

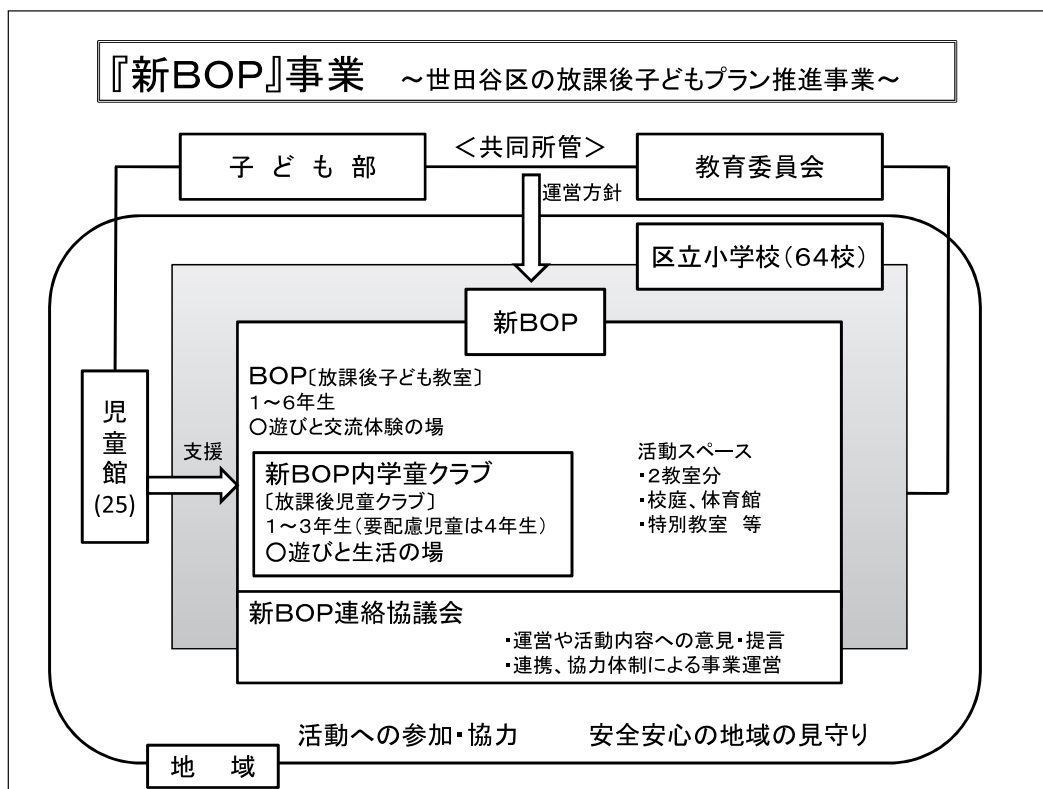
### —福祉部局と教育委員会の共同管轄—

#### 1. 新BOP事業について

##### (1) はじめに

新BOP事業は、福祉部局である「子ども部児童課」と教育委員会である「教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課」とが、共同管轄して実施に当たっています。福祉と教育との共同管轄が、世田谷区の特徴です。

この事業は、小学校の余裕教室等を活用して児童の遊び場を確保し、集団遊びの中から社会性・創造性を養い、児童の健全育成を図るため、平成7年度からBOP（Base of Playing）として始まりました。平成11年度からはBOP事業に学童クラブの機能を併せ持った新BOP事業となり、平成17年4月より区立小学校全64校で実施しています。平成19年度からは、新BOP事業を「放課後子どもプラン」として位置づけています。



図：新BOP事業について

平成19年度データによると、BOPには各校平均で全校児童の83%が登録をしており、1校の1日当たりの平均参加人数は67人です。全64校のうち、14校に特別支援学級が設置されています。

各校の活動スペースは、2教室分の専用室を基本に、授業が終わると校庭や体育館を利用することができます。その他、学校と調整の上、ランチルームや特別教室等も利用しています。

新BOP事業の職員は、事務局長（非常勤／週5日 1日6時間勤務）と児童指導職員（常勤／1日8時間勤務）及び新BOP指導員（非常勤／週5日 1日6時間勤務）を新BOP内学童クラブ登録児童数に応じて4名から9名配置しています。また、その他にプレーイングパートナー（臨時職員）を児童の人数や配慮を要する児童（障害児も含まれます）への対応や施設状況等に応じて加配し運営しています。

## (2) 特別支援学級在籍児童のBOP参加について

各校に設置されているBOPは全児童を対象としています。通常学級在籍児童（健常児）については、登録さえしてあればいつでも放課後に自由に遊ぶことができます。

特別支援学級に在籍している児童もBOPに参加することができます。学校によっては支援学級在籍児童が30名を超えているところもあり、希望者全員がいつでもBOPを利用できる状況にはなく、事前に利用日や利用時間を申請する方法をとっています。

なお、世田谷区及び世田谷区新BOP事業では、障害児については、配慮を要する児童（要配慮児童）と表現しています。

事業所名	新BOP	
	BOP	新BOP内学童保育
目的	小学校の施設を利用して、子どもたちに安全・安心な遊び場を提供し、異なる年齢の子どもたちが共に遊ぶ中で、創造性・自主性・社会性を養い、健全育成を図ります。	放課後家庭で面倒を見る人のいない小学校低学年の児童に対し、安全な生活の場を提供し、ひとり一人がのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな発達を促します。
施設	区立小学校64校	
対象	当該小学校の1～6年生の希望者	保護者が就労や病気等により放課後家庭で面倒を見られない等、所定の入会基準を満たす小学校1～3年生
活動内容	自由な雰囲気の中、子どもたち自身の自主性を大切に、異年齢の子どもたちが、屋内外で一緒に遊び、様々な体験・交流ができるようにサポートします。	
実施日	日曜・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く月～土曜日	
時間	下校時～（原則夏季5時・冬季4時半。学校休業日は8時30分～。各学校により異なる場合があります。）子どもが自由に帰宅。	下校時～6時（学校休業日は8時30分～6時） 保護者の指定した時間に帰宅。
定員	原則として設けていません	
申込方法	各小学校の新BOP事務局で登録	各小学校の新BOP事務局へ申請書と就労証明書を提出。審査の上決定。
登録期間	登録の日からその年度の末日（3月31日）	入会承認の日からその年度の末日（3月31日）
おやつ	なし	あり（月額2,000円。申請により免除になる場合があります。）
出欠確認等	児童名簿による出欠確認 1年生の1学期は参加カード確認	児童名簿及び連絡帳による出欠確認

表：世田谷区の新BOP事業について

---

特別支援学級児童の希望者全員を受け入れられない理由としては、職員配置の人数に限りがあり安全上の把握が難しいことが挙げられます。また、新BOPの利用可能なスペースに限りがあること、放課後の体育館や校庭利用は授業が終わってからでは利用できないことなどから、受け入れ人数を制限しなければならない状況にあります。

平成19年度のBOPにおけるデータでみると、全学年の申し込み人数（25,447人）のうち、特別支援学級在籍の障害児の申し込み人数の割合は約0.7%（176人）となっています。延べ参加児童数（1,255,211人）でみると、全体の1.5%（18,678人）となります。また、通級の支援学級や通常学級在籍の障害児の申し込みは数値として表れませんが、多数がBOPを利用しています。

特別支援学級担任との連携については、年度当初と年度半ばに学級担任と新BOP職員とで対象児童について情報交換や相談を行っているなど、必要に応じて対象児童の理解や対応について情報交換や相談を行っています。

また、世田谷区の総合福祉センター職員による新BOPへの巡回相談が予算化されており、配慮の必要な児童の対応について相談に乗ってくれます。専門家の巡回相談により、職員の障害児に対する専門性向上が期待できます。

### (3) 特別支援学校在籍児童の新BOP内学童クラブ利用について

新BOP内学童クラブはBOP対象とは異なり、放課後家庭で面倒をみる人がいない家庭の児童で、当該小学校の児童及び私立や国立の小学校、特別支援学校に通っている児童も対象にしています。特別支援学校在籍児童など配慮を必要とする児童は4年生まで、それ以外は3年生までを対象としています。

平成20年8月段階では、特別支援学校在籍児童の学童クラブ利用は8人とのことでした。学童クラブの利用が4年生までであること、特別支援学校から学童クラブまでの送迎に課題があること、学童クラブ職員の障害に対する対応力がまだ十分ではないなどの理由から、学童クラブ利用のニーズが少ないものと思われます。今後課題を見直すことで、さらに利用が増えることが望まれます。

### (4) 今後の課題

特別支援学級が設置されている14校の学校では、BOPへの需要の偏在が課題となっており、障害児の利用日数が制限されています。障害児が本来の学区（地域）のBOPに参加できるとしたら、特別支援学級設置校と未設置校との障害児受入れのバランスが良くなり、より多くの障害児がBOPを利用できる可能性があります。

支援体制については、障害児と接する機会が多い指導員やプレーイングパートナーの対応力向上が課題となります。彼らは障害児に対する知識を得る機会がないのが現状です。そのため子どもを預ける保護者から見れば、安心して子どもを託すことができないこととなります。このような理由から、障害児のための学童クラブを利用したいというニーズが依然として高いという現状があります。

特別支援学校在籍児童の参加については、障害者自立支援法における地域生活支援事業のサービス内容（例えば、特別支援学校から新BOP内学童クラブまでの送迎サービス）を絡めた支援方法を探っていく必要があります。

東京都では特別支援学校の小中学生で希望する児童・生徒を対象として、居住地の小中学校との副籍事業を始めています。小中学校での授業に参加したり、行事に参加したり、学校通信の交換などの活動が徐々に増えてきています。副籍事業が発展していく中で、新BOP事業の

---

活用も進んでいくことが期待されています。

## 2. 障害児のための放課後活動「わんぱくクラブ」について

### (1) はじめに

わんぱくクラブ立ち上げのきっかけは、民間学童クラブの廃止により行き場のなくなった障害のある子にも、学校と家庭以外の居場所が必要という親の思いからでした。廃止になった学童クラブ職員の協力もあり、任意団体としてのわんぱくクラブがスタートしました。

当時は小学生から高校生まででしたが、当然のことながら子どもたちは高校を卒業していきます。すぐに「社会人＝自立」ということにはいきません。今までの仲間との交流も必要です。そこで社会人グループ「ひかり」を作りました。

それからわんぱくクラブを必要とする仲間が増え、小学生から高校生までの学童クラブは区の施設をお借りして2か所となりました。

### (2) 現在の様子と課題

現在は、NPO法人を取得し、

- ①児童サービスわんぱく（対象：就学前児童）
- ②わんぱくクラブ三軒茶屋（日中一時支援事業と区独自のタイムケア事業 対象：小学生～高校生）
- ③わんぱくクラブ駒沢（日中一時支援事業と区独自のタイムケア事業 対象：小学生～高校生）
- ④社会人グループひかり
- ⑤生活支援わんぱく（移動支援・居宅介護サービス）

の事業を運営しています。

「わんぱくクラブ三軒茶屋」・「わんぱくクラブ駒沢」は、月曜日から金曜日の放課後と、月1回の土曜日の外出および長期休暇の1日保育を行い、子どもにとって自分を解放できる大切な場所になっています。

「ひかり」は、3つのグループに分かれて、週1回の夕方の活動と月1回の土曜日の外出活動を行っています。企業や福祉就労した彼らにとって週1回子どもころからの仲間に出会えることが大きな励みになっています。

運営主体はNPOの会員である保護者と職員です。そのため、運営はいつも厳しく、バザーやコンサートを行い資金の確保と啓発活動に取り組んでいます。運営が厳しいことは親の負担が大きいことにもつながっていて、会費¥7,000/月と利用日ごとに¥500～¥1,000の負担があります。行政からの支援のない「ひかり」はその倍額になります。さらに、会報の発行・事務・コンサートの企画と実施など保育以外のことはほとんど保護者がボランティアで行っています。

今後は、毎年増える学童クラブへの入会希望への対応と、補助金と卒業のない「ひかり」の活動の在り方が大きな課題となっています。

## ②横浜市「はまっこふれあいスクール」 「放課後キッズクラブ」

神奈川県横浜市では全児童を対象とした放課後対策事業として、「はまっこふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ（学童保育）」の3事業が行われています。特別支援学校や特別支援学級などに在籍する「個別対応」を必要とする子どもに対しては必要に応じてスタッフが配置され、障害のある児童でも安全に安心して利用できます。放課後子ども教室（「はまっこふれあいスクール」または「放課後キッズクラブ」）は、全ての市立小学校で実施されていますが、市立特別支援学校2校についても行われており、障害のある子どもたちが放課後を過ごす場所の選択肢のひとつになっています。

### 1. 横浜市「放課後児童育成施策」

横浜市「放課後児童育成施策」			2008年6月現在
はまっこふれあいスクール (平成5年度事業開始)	放課後キッズクラブ (平成16年度事業開始)	放課後児童クラブ (学童クラブ)	
<p>実施ヶ所数：301ヶ所 (3ヶ所は特別支援学校で実施) 運営主体：はまっこふれあいスクール運営委員会等</p> <p><b>対象児童</b> 原則として当該実施校に通学する1～6年生で参加希望する児童</p> <p><b>開設日</b> 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く)</p> <p><b>開設時間</b> 平日…授業終了後～18:00 土、長期休業期間…9:00～18:00 (一部のはまっこは19:00まで)</p> <p><b>参加料</b> ・参加料…無料 ・傷害見舞金制度負担金…年額500円 ・一部のはまっこは17:00以降月額5000円または1回800円 (市民税所得割・非課税世帯は月額2500円) ・おやつ代等…実費</p>	<p>実施ヶ所数：64ヶ所 運営主体：法人</p> <p><b>対象児童</b> 原則として当該実施校に通学する1～6年生で参加希望する児童</p> <p><b>開設日</b> 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く)</p> <p><b>開設時間</b> 平日…授業終了後～19:00 土、長期休業期間…8:30～19:00</p> <p><b>参加料</b> ・参加料…17:00まで無料 17:00以降月額5000円 または1回800円 (市民税所得割非課税世帯は月額2500円) ・傷害見舞金制度負担金…年額500円 ・おやつ代等…実費</p>	<p>実施ヶ所数：177ヶ所 運営主体：運営委員会、法人</p> <p><b>対象児童</b> 地域の小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 (障害児、または特別事由のある場合は6年生まで)</p> <p><b>開設日</b> 毎週月～土曜日 (日、祝、年末年始を除く)</p> <p><b>開設時間</b> 平日…授業終了後～18:00 土、長期休業期間…9:00～18:00 (クラブにより時間延長あり)</p> <p><b>保育料等</b> 各放課後児童クラブによって異なる</p>	

### (1) 市立小学校における「放課後子ども教室」

「はまっ子ふれあいスクール」「放課後キッズクラブ」は、全児童（小1～6年生）を対象に、全ての横浜市立小学校（347校）で実施しています。各校の登録児童数は全児童の約半数ですが、低学年児童の登録率が特に高いようです。活動場所は、校内に設置された「専用ルーム」の他、多目的スペースや体育館、校庭など、通いなれた学校内で安心して過ごすことができます。「放課後キッズクラブ」は2教室分程度の「専用ルーム」（1室は兼用の場合有り）を確保しており、元気に遊ぶ部屋の他に、宿題などをして静かに過ごす部屋があります。

特別な配慮を必要とする子どもについては、市の担当課に3人の障害児対応専門の巡回相談員がおり、入会時の面接の他、スタッフや保護者の相談等に応じています。障害理解や対応方法などについての研修会は、全てのスタッフを対象に行われています。

「はまっ子ふれあいスクール」は放課後の「遊びの場」として設置されましたが、一部のはまっ子は「生活の場」としての役割も果たしており、今後はさらに留守家庭児童対策をすすめ、要件が整ったところから順次「遊びの場」と「生活の場」の両方を兼ね備えた「放課後キッズクラブ」へと転換していきます。

#### 【例：市立北方小学校はまっ子ふれあいスクール】

北方小学校はまっ子ふれあいスクールは、北方小学校校舎3階部分に「専用ルーム」が設置されており、校庭に面した外階段からも自由に入出りができる場所にあります。登録児童数は全校児童の約半数の230人。特別支援学級在籍児童についても約半数の5人が登録しています。平日における平均利用者数は一日につき約40人ですが、そのうち特別支援学級児童は平均3～4人利用しています。個別対応児童については一人ひとりにスタッフが対応し、子どもたちは自分の時間を安全に楽しく自由に過ごしています。土曜日や長期休業期間は平日ほどの利用はありませんが、すいか割りや餅つきなどのイベント時は登録児童や保護者などを含め、250人もの参加があります。

### (2) 市立特別支援学校における「放課後子ども教室」

横浜市には市立11校、県立8校、国立1校、私立2校の特別支援学校があります。現在は市立本郷特別支援学校、市立盲特別支援学校、県立金沢養護学校の3校で「はまっ子ふれあいスクール」が行われています。特別支援学校への「はまっ子ふれあいスクール」設置が可能であった理由として、専用スペースを設けることができたことがあげられます。将来的には他の特別支援学校にも設置していきたいと考えています。

## 2. 横浜市立本郷特別支援学校「はまっ子ふれあいスクール」

### (1) 特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」

（横浜市子ども青少年局青少年部放課後児童育成課所管）

平成15年には特別支援学校内にも「はまっ子」を設置した。現在は横浜市内の特別支援学校22校のうち3校（市立2校・県立1校）が実施。特別支援学校内で実施されることになった背景には、市の基本指針の中に「全ての子どもたちを視野に入れた子育て支援」ということを理念に掲げており、そのため障害のある子どもに対しても考慮された施策が進められていたことが大きな要因と言える。また、市や保護者からの働きかけがあったことに加え、政令指定都市という特徴によって、一定の財政基盤が保障されていることも要因のひとつと考えられる。

## (2) 市立本郷特別支援学校「はまっ子ふれあいスクール」事業概要

年間委託料：10,066,000円（人件費6,511,000円）	
運 営	運営委員会（PTA代表者・学校長・地域支援者・チーフパートナー・他）
対 象 者	本校小学部及び中学部に在籍し参加を希望するもの。（原則）
定 員	20名
活動内容	子どもの主体性を尊重した活動。
実施日時	月曜～金曜：放課後～17時 土曜・長期休暇：10時～15時
活動場所	はまっ子ふれあいルーム（校舎内）、体育館、校庭、 校舎内で空いている所（廊下やプレイルーム、図書室）
スタッフ	原則として、はまっ子ルーム内では子ども3名につき2名が担当。屋外では1対1で担当する。 （チーフパートナー1名／アシスタントパートナー11名 ボランティア登録者60名）
利 用 料	無料（スポーツ保険 年間500円）

市立本郷特別支援学校内で実施された理由としては、当時多くの保護者からの要望があったことや、校舎改築時に「はまっ子」専用スペースを設けることができたことが大きいですが、何より学校長の統率力や積極的な関与があったからこそ、開設することができたと考えられる。

## (3) 現 況

現在の利用状況は本郷特別支援学校在籍者数に対し、小学部83%、中学部66%と、多くの児童生徒が登録している。理由として、校内にあるため迎えに行く必要がないことや、学校という安全な場所で自由に活動ができること、料金がかからないことなどが考えられる。また、チーフパートナー（事務局長）を、元教員が務めており、児童に対して熱意と経験があるため、子どもたちは安心して時間を過ごすことができる。しかしそのことも理由のひとつだが、やはりここでも学校長の深い理解があるからこそ、学校やスタッフ同士が協力し合い、またそのことによって保護者は安心して預けることができるのではないだろうか。

## (4) 課 題

年々利用希望者が増加しているため、ボランティアの人数が不足している。放課後という特性上学生のボランティアが集まりにくく、地域の主婦やお年寄りに支えられているが、その確保も難しくなっているのが現状である。

利用回数に関しても問題である。通常の「はまっ子」は毎日利用できるのに対し、特別支援学校での利用は週に1回のみ。利用する子どもやその保護者からは、さらに回数を増やしてほしいとの声が強い。地域の「はまっ子」にも登録して利用することも可能だが、実際はほとんどの子どもが登録していない。

送迎については、原則は保護者が行うため負担が大きい（放課後は教室から「はまっ子ルーム」へスタッフと移動）。土曜日や長期休暇の利用数が少ない理由にこのことがあげられている。スクールバスの利用や、他の手段でのサービス（移動支援等）を望んでいる。

### 3. NPO「夢・とんぼ」(横浜市立大口台小学校区)

#### —子どもが生き生きと過ごし、育ち合う地域づくり—

核家族化、少子化が進行し、子どもたちどうしや大人と子どもの地域的つながりが薄れる中、様々な活動を行うことにより、子どもが生き生きと過ごし、育ち合っている地域社会を創ることを目指しています。

そのために、①小学生の放課後活動「大口台小学校放課後キッズクラブぱれっと」の運営、②子育て支援活動「親子のひろば」の開催、③「大口台ぱれっと保護者会」、④「青少年の自主活動支援」、⑤「様々な世代の人の交流支援」、⑥「セミナー・研修」、⑦「情報発信・提供」等を行っています。

以下に、その活動について紹介します。

#### (1) 横浜市放課後キッズクラブ事業

##### 大口台小学校放課後キッズクラブ「ぱれっと」

横浜市放課後キッズクラブ事業「大口台小学校放課後キッズクラブぱれっと」は、大口台小学校区在住の小学生の子どもたちの「遊びのひろば」と「学童クラブ」です。小学生が新しく体験する放課後の活動プログラムの企画・運営をしています。

①だれでも自由に遊びに来て、活動できる「遊びのひろば」

②家に帰るように安心して帰ることができる「学童クラブ」

放課後子ども教室「遊びのひろば」と放課後児童クラブ「学童クラブ」のこの二つを連携して実施しているのが、放課後キッズクラブ事業「大口台小学校放課後キッズクラブぱれっと」です。

横浜市の補助を受け、保護者と協力して運営し、近隣の学童クラブと共同で活動プログラムを企画実施しています。

活動時間は、平日の下校時から17:00まで。長期休業・土曜は8:00-19:00。

活動場所は、大口台小学校内の1Fの専用スペース

指導体制は、常勤指導員5名、補助指導員3名

申し込み数は、「遊びのひろば」約190名、「学童クラブ」約60名、計 約250名

一日平均参加者数は、約90名 です。

障害児の参加は、特別支援学級の子どものも大口台小学校のみんなが極く自然に参加している。

「おもしろそう」「いっしょにやろう」と始まる遊びに年齢・男女の区別なく子どもたちが集まり「身体をぶっつけ合う」「本音をぶっつけ合う」なかで友達関係が育まれていきます。

危険な事はすぐやめさせる、大人が指導するというような「管理」のみの活動ではなく、子どもの想いに沿った遊びをつくる、食べる、活動の方向性が、子どもたち自身の自発性、協調、協同性を育てています。子どもの「・・・したい」という想いが「誕生会」「ぱれっとまつり」「クリスマスお楽しみ会」「ザリガニつり遠足」「虫取り網づくり」などになりました。





## (2) 「親子のひろば」の開催（横浜市こども青少年局委託事業）

大口台小学校の近隣の「乳幼児親子」が気軽に遊びに来られる「場」をつくる事を目的に行っています。場所は「大口台ぱれっと」。毎月第1、2木曜日10：00-12：00。昨年度は年間21回開催、延べ141組の親子が参加。

自由参加、フリープログラム、のんびり、ほんわかとした雰囲気の中で、お母さん同士でお茶持参のティータイムが始まったり、「ねえねえ教えて」「こんな時どうしてる」と情報交換したり。という関係が生まれていました。

学校のご理解・ご協力もあり、校庭のうさぎ小屋、池、砂場等のお散歩ができたり。小学校の子ども達が「あれ～、小さい」とのぞき込んだり、お母さん達も「へ～、今の小学校って」とちょっと先の我が子の姿が創造できたり。と「小学校の中にあるスペース」の特徴が活かされていました。



## (3) 大口台ぱれっと保護者会

日々のぱれっとでの活動が、保護者の方々の共感を得、献身的な指導員さんの姿勢に信頼が深まりました。それに呼応するかのように、保護者の方々の「保護者が運営にたずさわる」「保護者同士の関係づくり」の取り組みが、「大口台ぱれっと保護者会」の再スタートという形になりました。「大口台ぱれっと運営協議会」が設置され、「ぱれっとのありよう」「指導員さんの配置、待遇改善」について話し合いました。当事者（親）自らが、責任をもって課題の解決にあたる。「NPO夢・とんぼ」は保護者の方の想いを支えていく。という関係で「大口台ぱれっと」が運営されはじめました。子ども、指導員、保護者、運営法人が協力し同じ方向を見据えての「放課後キッズクラブ」の運営は、市内53箇所の中でただ一つです。しかしながら、このことは、他地域の子どもの放課後の居場所づくりの活動のモデルとなりうるものです。



## (4) 青少年の自主活動支援

### ①青少年の自主活動の場「大口台ぱれっとボランティア受け入れ」

小学生にとっては活動を盛り上げてくれるお兄さんお姉さん。中学生自身にとっても「自分が必要とされている」ことを実感できる場ともなっているようです。中学校の中で、自分の居場所がみつからない様子の中学1年生の子たちは、ひと夏を大口台ぱれっとで過ごしました。

その他に「ボランティア情報」を見て、応募してきてくれました。学校の課題として、10日間しっかり来つづけてくれた夜間高校生の二人。春休みの課題で体験に来た大学生。大学生生活に疑問を感じていた大学生。療養中で現場復帰前の体験に来られた小学校の先生。会社を退職し「次の就職までの充電」とやってきた社会人。様々な人が大口台ぱれっとを中心に出会いました。

## ②活動サークルれいんぼへの支援

学童クラブとんぼの卒業生を中心にして集う「れいんぼ」が企画・実施する「キャンプたけとんぼ」を支援しました。

## (5) セミナー・研修

大口台ばれっと、学童クラブとんぼの指導員さんの自主的な研修を支援。4月、道志村にて宿泊体験活動も合わせて、新年度の研修をスタート。1年間にわたり、現場の指導員さんが自ら企画する研修を支援しました。夢・とんぼとしての役割、人とのネットワーク、経験を活用し若い世代の人たちと一緒に課題を解決していくことが求められているのだと明らかになりました。

大口台ばれっとの運営を中心にして、小学生の親どうし、大口台小の先生、神奈川区福祉保健センター子ども家庭支援の方、神奈川中学校の先生との連携関係がつけられています。

## (6) 情報発信

「夢・とんぼニュース」の発行。HPの開設等、夢・とんぼを支えてくださっている方々へ状況をリアルタイムでお伝えしたい。



岸根公園でたこあげ!  
寒いけどたのしかった



## (2) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の一体化

東京都 品川区

### ①品川区「すまいるスクール」

#### —教育委員会主導による「教室」と「クラブ」の一体化—

品川区の取り組みは国の提唱する「放課後子どもプラン」より早くから取り組んでいる事業であり、モデル的取り組みといわれています。学童保育クラブを包括した運営を行うことで、保護者の就労の有無にかかわらず、区内全児童が対象になりました。その中で、特別支援学級や特別支援学校の児童たちは、どのようにすまいるスクールに参加しているのかご報告致します。

— 伊藤学園を見学して —

#### <すまいるスクールはこんなところ>

- \* 品川区には学童保育機能を包括した、全児童放課後対策事業として「すまいるスクール」があります。保護者の就労にかかわらず、小学1年生から6年生までの児童が参加対象です。
- \* 区内全小学生約12,600人のうち、8,978人（約7割）が11月末現在登録しています。
- \* 区内全小学校38校に設置。学校施設を利用し、1ヶ所に平均して6.3人の指導員がいます。

#### <伊藤学園について>

- \* 区内2つめの小中一貫校で、総計860人。小学生は564人のうち登録者が420人、常時160人がすまいるスクールに参加しています。  
また、ひまわり学級という特別支援学級があります。
- \* 学年ごとに「勉強会」があり、指導員の先生と一緒に算数や国語の復習などを行っています。  
時間は45分で、小1と小2は週1回、小3以上は週2回あります。
- \* そのほかに「教室」もあり、地域のボランティアの方々のご協力を得て、英会話・パソコン・書道・オカリナ・アクション体操などを行っています。
- \* こうした「勉強会」や「教室」もありますが、「フリータイム」として、プレイルーム。体育館で指導員の見守りのなか、自由に遊んでいます。

#### 1. 実施日

- 年間を通して学校休業日（都民の日や学校行事による休業日など）を含む月曜～土曜まで。ただし、祝日と年末年始は実施しない。

#### 2. 利用時間

- 学校のある日は放課後から午後5時まで。土曜日や夏休みや冬休みなどは午前9時～午後5

時までとなる。ただし、保護者の都合など特別の事情の時は、午後6時まで利用できる。

### 3. 費用

① H20年度は参加登録料として1,100円（参加費550円＋保険料・振込料含550円）

② 勉強会参加費 → ひと月に1・2年生は500円／週1回。

3年生以上は800円／週2回。

③ 各教室参加費 → 毎月のお知らせにて確認する。

#### \* 要支援児童について

◎ 伊藤学園は2007年4月に合併してできた小中一貫校で、また特別支援学級があります。小学生だけでも564人在籍していて、そのうち160人ほどのすまいるスクールの児童が参加していても施設的に狭さは感じられません。一人一人の物入れもあり、体育館は天井も高く、アリーナもとても広いです。学年は小1から小6までと全児童対象で、学年ごとの勉強会や教室もありますが、年齢も問わず一緒に交じり、本・ゲーム・体育館等で遊んでいます。

◎ 特別支援学校の児童も相談を受け付け、入会が可能です。また、特別支援学級の児童は、当該の小学校に通学しているため、すまいるスクールの状況も保護者に理解されていますので特に相談も無く入会できます。

入会後は、要支援児に対する周囲の理解が必ずしも高いわけではないため、トラブルに発展することもあります。時間をかけて要支援児の成長を促すと共に、周囲の理解を求めることで問題は徐々に解決していきます。

しかし、言葉では簡単なのですが実際には手のかかることも事実です。要支援児の持つ特性の一つであるパニックに陥った時などは、当該児童および周囲の児童の安全を確保する意味を含め、違う部屋で落ち着かせるなどの配慮が必要になります。

すまいるスクールにおいて、要支援児の対応を含めた多くの課題を解決するのに大きな利点は、すまいるスクールが学校にあるということです。前段の「違う部屋」ということになれば、施設の問題になりますが、学校という大規模施設を有効に使うことで解決が可能です。更には当該児童の担任や養護教諭との情報交換等で、学校との協力体制も取れますので、児童の成長を促すための指導方法等についても学校の対応と一体化したものが展開されます。

学びの場である学校と生活の場であるすまいるスクールとが一体になることで、児童の成長という成果が相乗的に発揮されることとなります。

◎ スタッフは要支援児に対して3名に1名加算されます。障害の有無にかかわらず、周囲との関わりを大切にさせたい（見守り）、との思いから「スタッフは必ずしも要支援児とべったり一緒にいるわけではありません。」とのこと。

◎ 保護者会は年2回開かれ、個人面談も必要時に行っており、親の希望により、連絡帳もあります。また、送迎は基本的には保護者ですが、ヘルパーのケースもあります。

#### \* 問題点・課題点

1. 定員がない為、要支援児の多い学校にあるすまいるスクールや多動傾向の児童が多数参加する日はスタッフの人員確保が必要。
2. 保護者にとって、放課後に安心して任せるところが他に無い。
3. 保護者の障害認知と現場の状況にギャップが大きい場合がある。
4. スタッフにとって、負担感が大きい。

など、まだまだ様々な点がありますが、子供たちはその空間の中で、教室とは違う顔を見せ、

ゆっくりではあっても成長が見られた時の喜びが指導員を支えていて、障害に関係なく、すまいるスクールに居場所があると感じられる事がとても大事な要因のひとつです。

特別支援学校在籍児童の受け入れについて

<前提として>

平成18年度より、すまいるスクールの全校実施、学童保育クラブの廃止に伴い、放課後児童健全育成事業の実施場所としても位置付けられる。

利用希望者（保護者）：庶務課すまいるスクール担当に相談

受付

保護者面談：すまいるスクール参加登録書の提出

児童の状態等を聞き取り調査（調査書作成）

調査(情報収集)：他課（学務課、指導課、保育課、児童課、障害福祉課等）より助言を受ける

児童調査（児童の状況の確認のため、保育園、学校等にて面接、調査）

担当者協議：配慮内容の確認、手配等（施設改善、備品購入、非常勤職員配置等）

学校長面談：保護者、児童を交えて行う

受け入れ：配慮内容を保護者と調整。送迎方法、時間の確認。保健の説明等。登録費用の徴収。



レッツダンス教室



校庭遊び



夏休み



キッズ・フラメンコ教室



お琴教室

## 東京都立港特別支援学校における放課後・休日活動について (保護者アンケートのまとめ)

品川区も通学区である港特別支援学校の窓口から見た特別支援学校の子どもたちの放課後・休日活動についての現状・課題を「保護者アンケートのまとめ」から以下に紹介する。

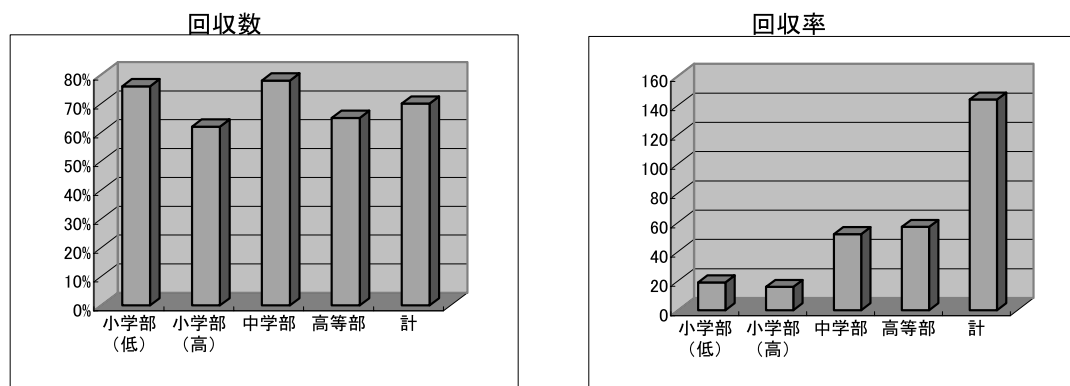
### I 本校の概要

小・中・高等部設置の知的障害特別支援学校  
 小学部 50名 14学級 中学部 68名 15学級 高等部 88名 15学級  
 教員数は89名  
 学区域 港区・品川区・目黒区(一部)・渋谷区(一部)

\*平成23年度に品川地区、平成26年度に小中学部設置の特別支援学校が開校予定

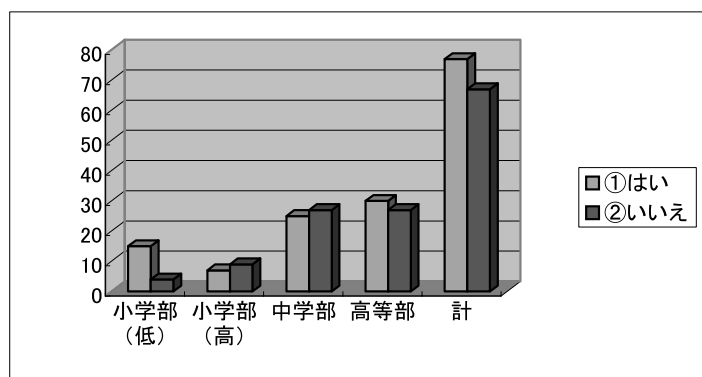
### II 保護者へのアンケートの実施について

本校の放課後・休日活動の今後のあり方を探るため、保護者を対象としたアンケート調査を実施した。  
 以下、アンケートの結果と考察を示す。



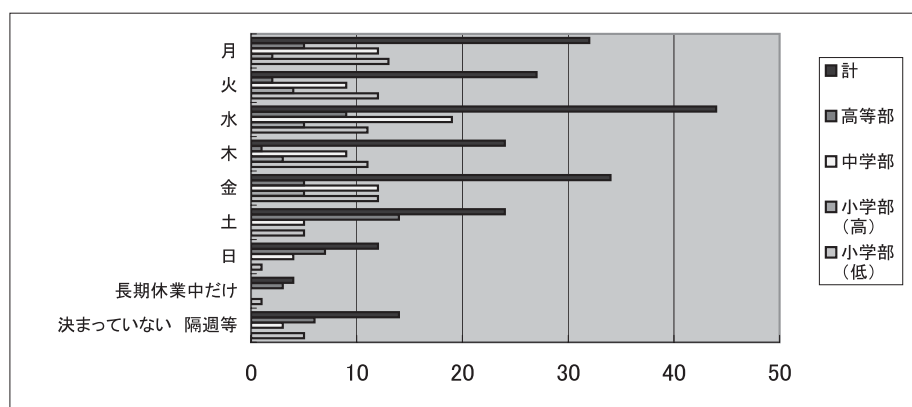
\*回収率は小学部低学年と中学部が比較的高い。保護者の関心が高いことが読み取れる。

### 1 現在、何か放課後活動をしていますか？



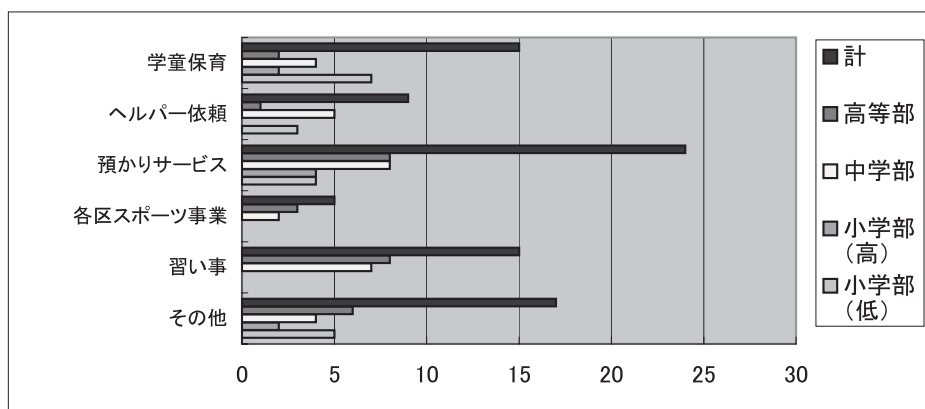
\*小学部の低学年が、放課後活動をしている比率が高い。下校時間が早いことが理由と考える。

2 (1の質問で「①はい」と答えられた方にお聞きします)  
 利用している曜日に○をおつけ下さい。

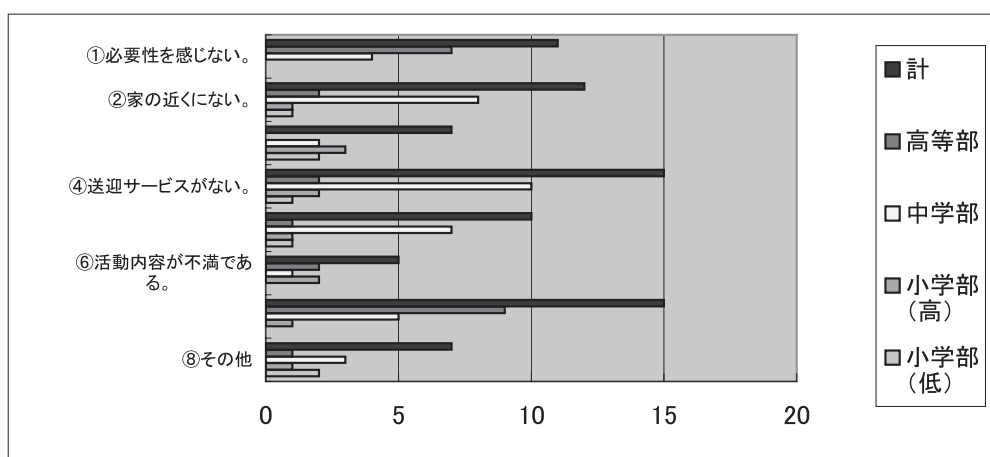


\*水曜日に利用している比率が高い。下校時間が早いことが理由と考える。

3 (1の質問で「①はい」と答えられた方にお聞きします)  
 どのような活動をしていますか？



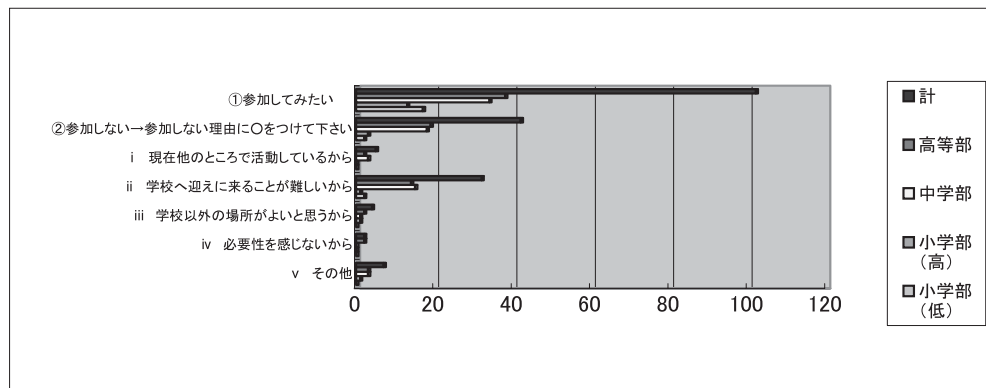
4 (1の質問で「②いいえ」と答えられた方にお聞きします)  
 放課後活動を利用していない理由は何ですか？(複数回答可)



その他の内容 小低:体力が無い 自宅に対応可能 小高:申請中  
 中:本人の希望 高:必要な時だけ申請

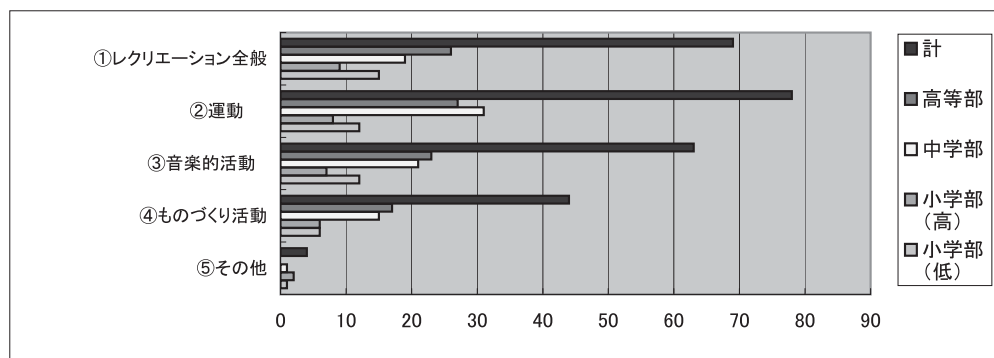
\*利用していない理由として「内容をよく知らない」という回答が目立つ。  
 情報提供をする事も重要と考える。

5 学校の施設を使用して、放課後活動を実施した場合、参加したいとお考えですか？



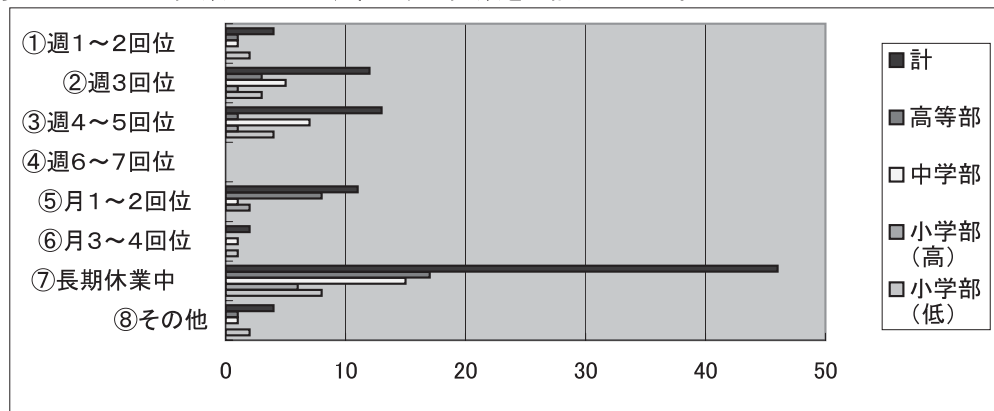
\*参加してみたいという回答が100を超えている。ニーズが高いことが数値で示されていると捉える。  
\*参加しない理由は学校に迎えに来ることが難しいからとの回答が多い。実施するうえで大きな課題と考える

6 参加してみたいと思う活動について(○印をお付け下さい。複数回答可)



その他の内容 小低:学習支援 小高:学習支援 自由に過ごす  
中:自由に過ごす

7 参加してみたい回数について、希望する回数をご記入下さい。

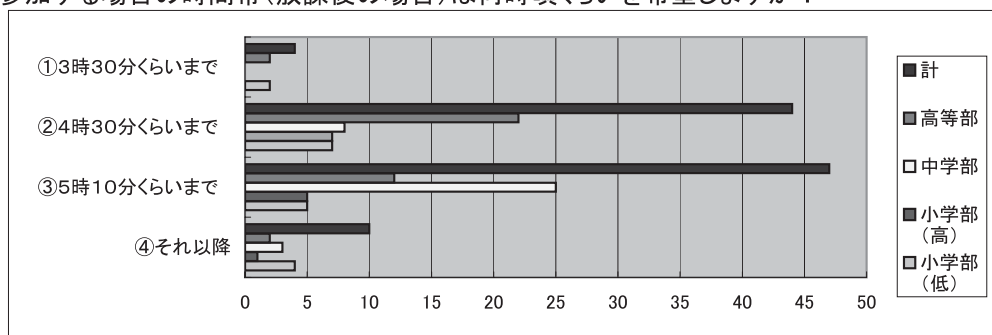


その他の内容 小低:土曜日 内容によって 中:土日 高:土曜日

\*長期休業中の希望が圧倒的に多い。保護者のニーズの高さを示している。



8 参加する場合の時間帯(放課後の場合)は何時頃くらいを希望しますか？



9 外部の教育資源を活用した放課後等活動について、具体的なご意見やご質問がありましたら、ご記入下さい。

- 近所に運動できる場所がないので、安全を守って体育館やグラウンドを使わせたい。(小低)
- 母子参加であれば利用できない。(小高)
- 何らかの形で預ける所がないと仕事ができない。(小高)
- 部活動のような形が良い。(中)
- 送迎がなければ利用できない。(中)
- 勉強ではなく楽しく時間を過ごせるようにしたい。(中)

## ②川崎市「わくわくぷらざ」

川崎市は、平成15年4月より保護者の就労の如何に関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保と健全育成を目的に、留守家庭児事業を包括し、すべての小学生を対象として小学校施設を活用した児童の健全育成事業として「わくわくプラザ」を実施している。この事業は児童福祉法第6条の2の2項に基づく放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を含んでおり、平成19年度から国が示した「放課後子どもプラン」に位置づけている。平成20年4月から「わくわくプラザ」終了後の午後6時から7時まで居場所と安全を確保するため「子育て支援・わくわくプラザ」を実施している。また、障害のある中高生を対象に放課後活動を支援する「障害児タイムケアモデル事業」が実施されている。

### 1. わくわくプラザについて

#### (1) 目的

「わくわくプラザ」は、すべての児童が通い慣れている小学校施設を活用し、生活の場としてやすらげる時間と空間を確保するとともに、地域の人々との関わりを求め、心から遊び等を楽しみ、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場を創ることにより、豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育むように支援することを目的とする。（事業実施要綱）

#### (2) 経緯

川崎市では、昭和37年より留守家庭児事業（放課後児童健全育成事業）を実施してきたが、年々利用希望者が増加し、施設の建設により定数を増やすなどして対応してきた。しかし①待機児童の解消、②未設置学区の解消、③公設施設と委託施設の格差の是正、④分け隔てのない施策、⑤障害児の利用、⑥利用時間の延長などの課題があり、抜本的な事業の改善が必要となった。平成11年度に川崎市青少年問題協議会の意見具申により策定した「青少年プラン（青少年健全育成基本計画）」に基づき、保護者の就労の如何に関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保と健全育成を目的に、留守家庭事業を包括し、すべての小学生を対象とした、「小学校施設を活用した児童の健全育成事業・わくわくプラザ」を実施した。平成12年から約3年間、1区1箇所計7箇所の小学校内において「わくわくプラザ」のモデル事業を行い、平成15年4月から市内公立小学校114全校で展開した。平成19年度より国が示した「放課後子どもプラン」に位置づけて事業を実施している。

#### (3) 担当部署 川崎市市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課

#### (4) 運営管理体制

「わくわくプラザ」は「こども文化センター（児童館）」の事業として実施している。「こど

も文化センター」は市内に59館（民設民営の児童館1館含む）で、「わくわくプラザ」は114施設（平成20年度から115施設）あり、平成18年4月から、以下の指定管理者等に管理運営を委託している。

#### 5 団体…全115施設を分割管理

- ①財団法人かわさき市民活動センター：107施設
- ②社会福祉法人青丘社：4施設（川崎区）
- ③菅生こども文化センター運営協議会：1施設
- ④NPO法人川崎児童健全育成会ココロ：1施設
- ⑤社会福祉法人川崎市社会福祉事業団（民設民営、KFJ多摩すかいきっず）：2施設（1～4は指定管理者）

#### (5) わくわくプラザの実施状況

##### ①職員体制

スタッフリーダー1名（こども文化センターの職員）、チーフサポーター2名、サポーター1名の4名を基本として子どもの活動を支援している。活動内容や障害児の利用状況を勘案し、サポーターを増員して運営している。

##### ②利用者

- ①当該小学校（1～6学年）に在籍し、保護者の承諾のもとに申し込みをした児童とする。
- ②定期的な申し込みをした児童（定期的利用児童）については、職員が定期利用児の出欠席及び開設時間中の所在を把握し、無断欠席及び緊急時には保護者に連絡を取るようになっている。
- ③地域内の子どもは養護学校（現在も養護学校名を使用）、特別支援学級の児童も、申し込みをして利用できる。障害のある児童については事前にアンケートにより児童の様子を把握し、保護者とよく相談の上、状況によってはスタッフの増員を検討する。

##### ③開設日、時間

- ①月～金曜日の授業終了後～6時まで
- ②土曜日、夏休みは午前8時30分～午後6時（弁当持参可）
- ③日曜・祝日および年末年始は休み
- ④一度帰宅してからの参加は安全上不可となっている。

##### ④活動場所

プラザ室、校庭、体育館および利用可能な施設  
一日のスケジュールのパターン化を図り、低学年児も障害児も分かりやすいように工夫している。障害のある児童も共に交流を図っている。

##### ⑤活動内容

小学校の施設を利用して、遊びおよび集団活動、文化・スポーツ的活動、同学年の児童や異年齢間の児童の交流を促進し、仲間作りを支援する。

##### ⑥費用

###### ①無料

ただし、「わくわくプラザ」に申し込む場合は、万一に備えて「傷害保険」への任意加入を勧める。保険料は年額500円（平成20年度）。

行事参加する場合は、参加費が必要になる場合がある。

② 希望者におやつ提供（実費100円）

⑦申し込み方法

① 「わくわくプラザ申込書」記入

定期利用を希望する場合は「定期的な利用予定書」提出

② 利用方法

参加カードに、保護者からの連絡事項等（希望帰宅時間・迎えの有無）を記入し、利用児童が当日カードをわくわくプラザへ提出する。帰宅時にカードを受け取る。

③おやつ…事前に保護者が申込書と費用をあわせて直接プラザ室に届ける（一日100円）。

(6) 障害児の利用について

①障害児の利用状況

平成14年度までの留守家庭事業（学童クラブ）では定員があったため、全市で133名の障害児の利用にとどまっていた。「わくわくプラザ」の制度移行後の障害児登録数は、平成15年度は558名、16年度637名、17年度679名、18年度749名、19年度811名となっている。平成19年度3月の「わくわくプラザ」への登録児童数は全体で30,983名となり、障害児は811名で約26%を占めている。障害児の場合でも、「定期利用」を申し込めば、月曜日から土曜日まで毎日利用可能である。川崎市では1名でも障害児の入級の希望があれば特殊学級の設置が可能である。障害の重い子どもを対象とする学級は「たんぼぼ学級」と称しているが、養護学校の在籍児童と同様「わくわくプラザ」を利用している。

②職員について

① 定員は特にないが、障害児の利用については、必要があればサポーターを増員し対応している。

② 専門家の導入は特にないが、市の主催する研修のほか、各団体ごとに主体的にスタッフの研修に取り組んでいる。

③障害のある児童の送迎について

わくわくプラザは、参加カードの提出から参加となるため、特別支援学級の児童は放課後、担任教諭がわくわくプラザまで引率している。また、養護学校の児童で、保護者が送迎できない場合は、各学校からのスクールバスの利用後、保護者がヘルパーにわくわくプラザまでの引率を依頼している事例もある。

2. 【子育て支援・わくわくプラザ】

「子育て支援・わくわくプラザ」事業は保護者の就労等によって午後6時まで迎えが困難な児童に対し、「わくわくプラザ」終了後の居場所と安全を確保するための事業である。

平成20年2月より月曜日から金曜日までの6時～7時まで、保護者の迎えを原則として、月額2500円でプラザの利用が可能である。

「わくわくプラザ」と同じく5団体、115施設で実施している。

3. 障害児タイムケアモデル事業

利用者：市内に在住する障害のある中高生を対象としている。

内 容：放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、遊びやグループ活動を通して、豊かな放課後を過ごすことができるよう支援している（送迎サービス有り）。

費用：利用時間により1日310円～500円（他におやつや送迎等にかかる費用は実費）

利用施設：こども文化センターや川崎市立田島養護学校、川崎市立養護学校等

運営法人等：社会福祉法人青丘社等7団体、13施設で実施している。

#### 4. ふれあい館

—— 統合施設「川崎市ふれあい館」「川崎市こども文化センター」訪問調査 ——

##### ○事業としての“わくわくプラザ”について

「統合施設川崎市ふれあい館」「川崎市こども文化センター」は指定管理者である「社会福祉法人青丘社」が運営している。本施設は「こども文化センター」と「わくわくプラザ」事業で2倍の機能を有している。一般の「子ども文化センター」は3名のスタッフだが、ここでは6名のスタッフが配置されている。スタッフリーダーは当初は週4日で勤務（短時間）であったが、現在は週5日となっている。常勤ではあるが、給与体系は異なる。社会福祉法人青丘社の4つの「わくわくプラザ」は常勤が各所に1人、非常勤リーダーが各所に2名ずつ配置されている。

我々の取り組みは市民・地域活動から始められた。在日朝鮮人や障害児の人権、共に生きることを考え、あらゆる子どもとともに生きることを行ってきた。その中で、行政に関わってほしいという流れで進めてきた。現在は一定の信頼関係のもと、行政の枠組みとして取り組んでいる。

在日朝鮮人に寄り添う活動の経緯のなかで、障害児の対応が突きつけられてきた。学童のみならず、当事者に学ぶことが基本である。活動は地域訓練会から始まった。親の活動から始まり、行政が活動の場を確保してくれている。

##### ○「わくわくプラザ」移行前について

障害児の受け入れは養護学校の子どもの受け入れていた。民間としては（中学生でも）何年生でも受け入れていた。移行後は卒会を行い、3年生以上の居場所となる“アスクール”という事業の中で受け入れている。従来、市としては小学校3年生まで学童クラブとして受け入れていた。移行前は障害のある子どもの遊び場の確保を行政に訴えていた。

現在は市全体として小学6年生まで受け入れている。制度のつくりとしては全国でも初めての試みなので評価している。あとは実践が課題となっている。

##### ○「わくわくプラザ」の実施状況

保護者の利用の仕方としては年々増えているので、使いやすいといえる。市立田島養護学校からも来ていたことがある。施設としては普通小学校へという運動を行っていた。青丘社の4つのうち、1つ（東桜本）には障害の重度の子が利用している。市立東桜本小学校には重度の子どもの特別支援学級である“たんぼぼ”学級がある。

遠くからの受け入れは断っている。保護者には地域で頑張ってもらいたいため、施設側はその支援を、というスタンスをとっている。

人的には“わくわくプラザ”で障害児対応が必要な場合には人を雇ってという市のスタンスであるが、週何時間という、細かい人件費では人材の確保が難しい。アルバイトを動かす中核となる人材の育成が課題である。

##### ●実践内容について

行政の機構改革のなかで、学童クラブを民間経営のものとして残せないかという課題があった。現在は放課後活動が一定の枠組みで安定している。しかし、実践の中身としては

多くが非常勤スタッフに頼っている。子どもの貧困など、本当に実践の中身で寄り添えるかという点で、十分活動してこれたとは思わない。

- 「わくわくプラザ」と留守家庭事業に関して

現在は学童クラブの予算と放課後子ども教室の予算で市が国庫補助をとっている。参加者は定期と不定期（自由利用）で名簿が異なっている。施設側では1年生から申し込んでいるため、独自のルールをつくっている。休む場合、定期利用の子どもは電話する必要がある。定期か不定期かの違いは電話をするかしないかである。

- タイムケアについて（モデル事業 3年目）

小学校高学年生、中学生、高校生は学童保育から取り残され、学校と家庭の行き来になっている。本施設はいつでも使ってほしいと思っている。例えば肢体不自由児は安く利用できる（利用している）。問題提起としてタイムケア事業に参入した。

当法人では、3つの地区でタイムケアを実施している。

「わたりだ」 週3日

「大師」 週1日

「田島」 週2日

送迎付で複数箇所利用が可能である。1か所7名程度が限度である。赤字を出してでもやるという意気で参入した。来年からは3つの地区のタイムケアを揃えるようにと市に要請している。川崎市は日中一時支援事業を充実させようとしている（タイムケアより単価はいい）。障害生徒の放課後の活動に対する保護者のニーズは高い。中学校に行ったら利用できないというのはおかしいと思っている。各子ども文化センターは施設が狭いこともあって週3日以上の利用が困難であり、そのため持ち回りで行っている。田島養護学校の施設を利用しているタイムケア事業を一般・地域の子に週5日開放してほしいと思っている。そうすれば各子ども文化センターは週3日の利用ですむことになる。また中学校の施設内にもタイムケアのできる場所をつくってほしいと考えている。

- その他

- 統合施設「川崎市ふれあい館」「川崎市こども文化センター」に、一般利用でフラッと来る子どももいる（当日は養護の高校生がきていた）。

スマイルハート（週1回）：当館で障害のある子どもの子育てを考える講座が開かれている。田島養護学校の小学部の保護者が中心となっている。